

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2021年8月11日

【四半期会計期間】 第73期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 株式会社イトーヨーギョー

【英訳名】 ITO YOGYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 畑 中 浩

【本店の所在の場所】 神戸市中央区中山手通五丁目1番3号
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。)

【電話番号】 078-367-6713

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中津六丁目3番14号

【電話番号】 06-4799-8850

【事務連絡者氏名】 管理部長 山 崎 智 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社イトーヨーギョー大阪本社
(大阪市北区中津六丁目3番14号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第72期 第1四半期累計期間	第73期 第1四半期累計期間	第72期
会計期間		自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高	(千円)	586,332	581,875	3,052,071
経常利益又は経常損失()	(千円)	3,887	31,411	100,428
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失()	(千円)	4,232	23,746	86,449
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)			
資本金	(千円)	500,000	500,000	500,000
発行済株式総数	(千株)	3,568	3,568	3,568
純資産額	(千円)	2,864,563	2,893,116	2,955,536
総資産額	(千円)	4,676,152	5,046,835	5,454,235
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失()	(円)	1.42	7.95	28.95
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)			
1株当たり配当額	(円)			10.00
自己資本比率	(%)	61.3	57.3	54.2

- (注) 1 「持分法を適用した場合の投資利益」については、関連会社がないため記載しておりません。
 2 第72期第1四半期累計期間の「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益」は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
 3 第73期第1四半期累計期間の「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益」は、1株当たり四半期純損失であり潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
 4 第72期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
 5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しております。詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」に記載しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容の重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(経営成績等の状況の概要)

(1) 経営成績の状況

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様及び感染拡大により困難な生活環境におられる皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当第1四半期におけるわが国の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増しております。先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直しの動きが続くことが期待されます。ただし、感染の動向が内外経済に与える影響や、金融資本市場の変動等の影響にも注視する必要があります。

当社の関連する業界におきましては、国土交通省の令和3年度道路関係予算配分概要において掲げられているとおり、「防災・減災、国土強靱化」「予防保全による老朽化対策」「人流・物流を支えるネットワークの整備」「安全・安心や賑わいを創出する空間の利活用」「道路システムのデジタルトランスフォーメーション」に重点的に取り組み、道路整備を計画的に進められるよう配分される方針とされています。また、事業の実施に際しては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、令和2年度第3次補正予算と併せて、重点的かつ集中的に対策を講じることとされております。

このような状況の中で、当社では当事業年度においては「原点は、小さくて強い会社。」という創業70周年を迎えることへの原点に立ち返った社内スローガンを経営方針として掲げ、事業を推進してまいりました。

コンクリート関連事業の製商品に関しましては、当社主力製品である「ライン導水ブロック」の独自性・優位性が評価され続けておりますが、当社無電柱化製品におきましては、無電柱化の施工迅速化、低コスト技術の検証を行うため、「低コスト手法導入の手引き(案)」に準拠した「S.D.BOX」の採用も増加しております。

また、環境対策製品である「ヒュームセプター」におきましては、油水分離柵・ノンポイント汚染対策として高速道路(NEXCO設計要領に準拠)、国道、都道府県道等の交通量の多い道路や工場、商業施設等に幅広く採用されており、採用実績は順調に増加しております。

しかしながら、当第1四半期累計期間において、売上高は5億81百万円(前年同期比0.8%減)、営業損失は30百万円(同35百万円の悪化)、経常損失は31百万円(同35百万円の悪化)、四半期純損失は23百万円(同27百万円の悪化)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しています。詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」をご参照ください。

当第1四半期累計期間におけるセグメントの業績は次のとおりであります。

(イ) コンクリート関連事業

コンクリート関連事業の売上高は4億21百万円(前年同期比11.3%減)、セグメント損失は22百万円(同40百万円の悪化)となりました。

当社製品の中で特に付加価値の高いライン導水ブロックを中心とした道路製品が堅調に推移いたしましたが、前年同期のような関西地方をはじめとする需要による受注が押し上げには至らず、同事業の売上高、セグメント利益ともに前年同期を下回る結果となりました。

(ロ) 建築設備機器関連事業

建築設備機器関連事業の売上高は1億36百万円(前年同期比50.7%増)、セグメント損失は27百万円(同0百万

円の改善)となりました。

工事進行中の案件(完成工事含む)が、前年同期と比較して当第1四半期の計上に至ったことから、同事業の売上高、セグメント利益ともに前年同期を上回る結果となりました。

(八) 不動産関連事業

不動産関連事業の売上高は23百万円(前年同期比15.4%増)、セグメント利益は8百万円(同17.9%増)となりました。

安定的な利益確保の目的により、前事業年度に新たに収益不動産物件(賃貸マンション)を購入したことから不動産賃料収入が増加し、売上高、セグメント利益ともに前年同期を上回る結果となりました。

セグメント情報の詳細は(セグメント情報等)をご覧ください。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末の流動資産は21億50百万円となり、前事業年度末に比べ4億円減少しました。

完成工事未収入金の減少2億14百万円、受取手形及び売掛金の減少1億54百万円、現金及び預金の減少40百万円、電子記録債権の減少36百万円、商品及び製品の増加30百万円が主な理由であります。

当第1四半期会計期間末の固定資産は28億96百万円となり、前事業年度末に比べ6百万円減少しました。

投資有価証券の減少8百万円、有形固定資産の増加3百万円が主な理由であります。

この結果、総資産は50億46百万円となり、前事業年度末に比べ4億7百万円減少しました。

(負債)

当第1四半期会計期間末の流動負債は9億86百万円となり、前事業年度末に比べ3億29百万円減少しました。

短期借入金の減少2億円、工事未払金の減少などによるその他流動負債の減少1億4百万円、支払手形及び買掛金の減少31百万円、賞与引当金の増加18百万円が主な理由であります。

当第1四半期会計期間末の固定負債は11億67百万円となり、前事業年度末に比べ15百万円減少しました。

長期繰延税負債の減少などによる固定負債その他の減少11百万円、長期借入金の減少10百万円が主な理由であります。

この結果、負債合計は21億53百万円となり、前事業年度末に比べ3億44百万円減少しました。

(純資産)

当第1四半期会計期間末の純資産は28億93百万円となり、前事業年度末に比べ62百万円減少しました。

利益剰余金の減少56百万円が主な理由であります。

(3) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は5百万円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,270,000
計	14,270,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,568,000	3,568,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数は100株で あります。
計	3,568,000	3,568,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年6月30日		3,568,000		500,000		249,075

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 581,500	2,476	
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,984,200	29,842	
単元未満株式	普通株式 2,300		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,568,000		
総株主の議決権		32,318	

- (注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が333,900株、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式が247,600株含まれております。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には当社保有の自己株式が3株含まれております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社イトーヨーギョー	兵庫県神戸市中央区 中山手通五丁目1番3号	333,900	247,600	581,500	16.3
計		333,900	247,600	581,500	16.3

(注)他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
「株式給付型ESOP」制度の 信託財産として拠出	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(1949年建設省令第14号)に準じて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人アイ・ピー・オーによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社が存在しないため、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	783,096	742,306
受取手形及び売掛金	761,607	606,953
電子記録債権	175,697	139,016
完成工事未収入金	364,362	149,893
商品及び製品	400,460	430,562
原材料及び貯蔵品	49,044	57,683
その他	16,606	23,785
貸倒引当金	39	32
流動資産合計	2,550,836	2,150,170
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	769,652	771,239
土地	1,849,044	1,849,044
その他(純額)	82,502	84,648
有形固定資産合計	2,701,198	2,704,932
無形固定資産		
投資その他の資産	11,372	10,688
投資その他の資産		
投資有価証券	103,028	94,456
その他	124,128	122,914
貸倒引当金	36,327	36,327
投資その他の資産合計	190,829	181,043
固定資産合計	2,903,399	2,896,664
資産合計	5,454,235	5,046,835
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	536,077	504,592
短期借入金	1 400,000	1 200,000
1年内返済予定の長期借入金	58,532	53,534
未払法人税等	8,236	1,478
賞与引当金	45,000	63,006
その他	268,782	164,038
流動負債合計	1,316,629	986,649
固定負債		
長期借入金	714,219	703,761
退職給付引当金	135,280	139,560
役員退職慰労引当金	35,850	39,000
資産除去債務	132,256	132,260
その他	164,464	152,486
固定負債合計	1,182,070	1,167,068
負債合計	2,498,699	2,153,718

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	500,000	500,000
資本剰余金	249,075	249,075
利益剰余金	2,374,504	2,318,416
自己株式	217,809	217,809
株主資本合計	2,905,769	2,849,682
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	49,766	43,434
評価・換算差額等合計	49,766	43,434
純資産合計	2,955,536	2,893,116
負債純資産合計	5,454,235	5,046,835

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
売上高	1 586,332	1 581,875
売上原価	379,203	401,263
売上総利益	207,128	180,612
販売費及び一般管理費	202,578	211,400
営業利益又は営業損失()	4,549	30,788
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	2,745	2,976
仕入割引	131	139
為替差益	5	14
スクラップ売却益	20	251
雑収入	465	489
営業外収益合計	3,368	3,872
営業外費用		
支払利息	1,006	1,221
租税公課	2,946	3,146
売上割引	77	78
雑損失	-	50
営業外費用合計	4,030	4,496
経常利益又は経常損失()	3,887	31,411
特別利益		
固定資産売却益	654	-
特別利益合計	654	-
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	4,542	31,411
法人税等	309	7,665
四半期純利益又は四半期純損失()	4,232	23,746

【注記事項】

(会計方針の変更)

当第1四半期累計期間
(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、コンクリート関連事業・建築設備機器関連事業の一部取引について、次の変更が生じております。

直送取引に係る収益認識

従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

一定の期間にわたり移転される財に係る収益認識

販売エリアに基づくロイヤリティ及び空調、給排水設備の保守契約において、サービスの契約から生じる履行義務は、一定の期間にわたり充足される履行義務であります。そのため、契約期間に応じて均等按分して収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及的に適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高が7,914千円、売上原価が5,034千円減少し、営業損失、経常損失、及び税金等調整前四半期純損失が2,880千円増加しております。なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

また、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算方法)

当第1四半期累計期間
(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

当社は、当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(追加情報)

(株式給付型E S O P制度について)

当社は、従業員の新しい福利厚生サービスとして当社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付型E S O P」(以下「本制度」という)を導入しております。

取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の資格等級以上の当社の従業員が退職した場合等に、退職者等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に当社の業績と従業員の人事考課結果に応じてポイントを付与し、従業員の退職時等に累積したポイントに相当する当社株式を給付します。退職者等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。当該信託設定に係る金銭は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数

前事業年度38,625千円、247千株、当第1四半期会計期間38,625千円、247千株

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

前会計年度の有価証券報告書の(追加情報)(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

1 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。当契約に基づく借入金実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
当座貸越極度額の総額	700,000千円	700,000千円
借入金実行残高	400,000 "	200,000 "
差引残高	300,000千円	500,000千円

(四半期損益計算書関係)

1 売上高の季節的変動

前第1四半期累計期間(自2020年4月1日至2020年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自2021年4月1日至2021年6月30日)

当社の売上高は通常の営業形態として上半期に比べ下半期の割合が大きいため、事業年度の上半期の売上高と下半期の売上高との間に著しい相違があり、第1四半期累計期間と他の四半期累計期間の業績に季節的変動があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
減価償却費	15,708千円	17,390千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	38,810	12	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託口)に対する配当金2,977千円を含んでおります。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	32,340	10	2021年3月31日	2021年6月30日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託口)に対する配当金2,476千円を含んでおります。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			
	コンクリート 関連事業	建築設備機器 関連事業	不動産 関連事業	計
売上高				
外部顧客への売上高	474,955	90,690	20,687	586,332
セグメント間の内部 売上高又は振替高				
計	474,955	90,690	20,687	586,332
セグメント利益又は セグメント損失()	17,914	28,145	6,878	3,352

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	3,352
棚卸資産の調整額	7,902
四半期損益計算書の営業利益	4,549

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント			
	コンクリート 関連事業	建築設備機器 関連事業	不動産 関連事業	計
売上高				
一時点で移転される財	420,324	116,063	23,881	560,268
一定の期間にわたり移転 される財	960	20,645		21,605
顧客との契約から生じる 収益 その他の収益	421,284	136,709	23,881	581,875
外部顧客への売上高	421,284	136,709	23,881	581,875
セグメント間の内部 売上高又は振替高				
計	421,284	136,709	23,881	581,875
セグメント利益又は セグメント損失()	22,238	27,156	8,110	41,284

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

損失	金額
報告セグメント計	41,284
棚卸資産の調整額	10,496
四半期損益計算書の営業損失()	30,788

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの売上高の算定方法を同様に變更しております。利益又は損失については変更ありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載の通りであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	1円42銭	7円95銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は 四半期純損失()(千円)	4,232	23,746
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益又は 普通株式に係る四半期純損失()(千円)	4,232	23,746
普通株式の期中平均株式数(株)	2,986,070	2,986,497

- (注) 1 「1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失」を算定するための期中平均株式数の計算において、控除する自己株式に株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式を含めております。
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数
前第1四半期累計期間248,100株、当第1四半期累計期間247,600株
- 2 第72期第1四半期累計期間の「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益」は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 3 第73期第1四半期累計期間の「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益」は、1株当たり四半期純損失であり潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(固定資産の譲渡)

当社は、2021年7月21日開催の取締役会において、固定資産の譲渡について、下記の通り決議いたしました。また、本件において、特別利益を計上する見込みであります。

1. 譲渡の理由

当該保有不動産につきましては、以前より土地建物活用又は売却として検討しておりましたが、当社経営資源の有効化の一環として売却し、譲渡することといたしました。

2. 譲渡資産の内容

資産の内容及び所在地	帳簿価額	譲渡価額	譲渡益 (特別利益)	現況
土地建物 岡山県瀬戸内市長船町八日市 字墓所元91番 他	86,229千円	420,000千円	381,771千円 ()	遊休地

- (注) 1 帳簿価額は、2021年6月30日現在のものであります。
2 譲渡価額は、固定資産税評価額及び近隣不動産売買事例を参考に算出したものであります。
3 譲渡益は、概算であり、譲渡にかかる費用等の見込み額控除前のものであります。
4 上記 には、資産除去債務戻入益48,000千円を含んでおります。

3. 譲渡先の概要

- (1) 商号：株式会社ナガワ
(2) 本店所在地：東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
(3) 代表者：高橋 修
(4) 設立年月日：1966年7月21日
(5) 主な事業の内容：ユニットハウスの製造・販売・レンタル
(6) 当社との関係：資本的關係・人的關係・取引關係は一切なく、当社の関連当事者にも該当いたしません。

4. 譲渡の日程

- (1) 取締役会決議日：2021年7月21日
(2) 契約締結日：2021年8月5日
(3) 物件引渡期日：2021年9月(予定)

5. 当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生により、2022年3月期第2四半期に、譲渡益である333,771千円及び資産除去債務戻入益48,000千円を特別利益に計上する見込みであります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月11日

株式会社イトーヨーギョー
取締役会 御中

監査法人アイ・ピー・オー

大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 日野 利 泰 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 梅 田 浩 章 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イトーヨーギョーの2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イトーヨーギョーの2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年7月21日開催の取締役会において固定資産の譲渡について決議し、2021年8月5日に契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。